

## こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務約款

依頼者（以下「甲」という）及び日本E R I 株式会社（以下「乙」という）は、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務（以下「業務」という）について、こどもみらい住宅支援事業に係る関係法令等を遵守し、この約款（依頼書、引受承諾書及び発行受付書を含む。以下同じ）及び「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務要領」（以下「要領」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

### （甲の責務）

- 第1条 甲は、依頼するこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書（以下「証明書」という）発行に必要な事項をこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書（以下「依頼書」という）に明記しなければならない。
- 2 甲は、要領に従い、依頼書その他依頼に必要な提出図書（以下併せて「提出図書」という）を乙に提出しなければならない。
  - 3 甲は、乙が提出された提出図書のみでは適合審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の適合審査の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方協議の上乙が合理的に必要な期間を勘案して定めた期日までに遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
  - 4 甲は、要領に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金（以下「発行業務料金」という）を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という）までに支払わなければならない。
  - 5 甲は、乙の適合審査において、対象住宅の計画に関し乙がなした対象住宅判定基準への是正事項の指摘に対し、双方協議の上乙が合理的に必要な期間を勘案して定めた期日までに速やかに提出図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

### （乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか要領に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた業務を第3条に規定する日（以下「業務期日」という）までに行い、適合審査の結果に応じ、証明書又は不適合通知書を発行しなければならない。
  - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

### （業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条又は第6条第1項に定める責務を怠ったときその他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延期することができる。
  - 3 甲が、乙にその理由を明示し書面をもって業務期日の延期を申し出た場合において、乙がその理由が正当であると認めるときは、乙は業務期日の延期をすることができる。
  - 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

### （料金の支払期日）

- 第4条 甲の乙に対する発行業務料金の支払期日は、前条第1項に定める業務期日の前日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
  - 3 甲が、第1項の支払期日までに発行業務料金を支払わない場合には、乙は、証明書を発行しない。この場合において、乙が当該証明書を発行しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わないものとする。

### （料金の支払方法）

- 第5条 甲は、発行業務料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(証明書交付前の変更依頼)

- 第6条 甲は、証明書の発行前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、遅くとも業務期日の前日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の提出図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の証明書発行の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に証明書発行の依頼をしなければならない。
  - 3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのないとき
  - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知することにより、この契約を解除することができる。
  - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはその返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
  - 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
  - 5 第2項の契約解除(依頼の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはその支払を甲に請求することができる。ただし、甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
  - 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、適合審査料金を支払期日までに支払わないとき
  - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
  - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を発行することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはその支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
  - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第9条 乙は、適合審査業務の実施又は証明書の発行により、対象住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものではない。
- 2 乙は、適合審査業務の実施又は証明書の発行により、甲の依頼に係る住宅に瑕疵がないことを保証するものではない。
  - 3 乙は、甲が提出した提出図書に虚偽があることその他に事由により、適切な適合審査を行うことができなかった場合は、当該適合審査の結果に責任を負わない。

(国土交通省等への報告等)

- 第10条 乙は、公正な業務を実施するために国土交通省又はこどもみらい住宅支援事業事務局等から業務に関する報告等を求められた場合、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行うことができるものとする。

(秘密保持)

第 11 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
  - (1) 既に公知の情報である場合
  - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
  - (3) 国土交通省又はこどもみらい住宅支援事業事務局等から求められた場合

(別途協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(計算方法にモデル住宅法又はフロア入力法を用いる依頼の場合)

第 13 条 モデル住宅法又はフロア入力法に関して確認事項が生じた場合は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構省エネサポートセンターに照会しその回答によるものとする。

- 2 甲が、計算方法にモデル住宅法又はフロア入力法を用いて依頼を行った場合において、乙に、計算内容について確認事項が生じた場合、甲は、乙の求めに応じて一般財団法人建築環境・省エネルギー機構省エネサポートセンターに照会し、甲が、乙に、回答書を提出する。
- 3 乙が、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構省エネサポートセンターに照会を行った場合、乙が照会を行った日を含み、乙に回答があった日までの日数について、第 3 条に定める業務期日が延長されることを、甲は、了承する。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前 2 項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(約款の変更)

第 15 条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第 548 条の 4 (定型約款の変更) の規定に基づき、この約款を変更することができる。

- 2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改訂日から適用されるものとする。

(附則)

この約款は 2022 年 3 月 1 日より施行する。